

物価上昇のもと、真に生活改善につながる賃金引き上げをめざし、引き続き奮闘しあおう(談話) ～2022年人事院勧告にあたって～

国土交通労働組合

書記長 後藤 智春

人事院は8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告・報告と公務員人事管理に関する報告を行いました。今回の勧告では、民間給与が国家公務員給与を上回る官民較差があるとして、月例給を平均921円(0.23%)、一時金は0.10月分(年間4.40月分)、引き上げる内容が盛り込まれました。この背景には、長引くコロナ禍による深刻な経済不況のもとで、22春闘において、全国の多くの労働者が国民春闘共闘委員会・全労連に結集するなど奮闘した結果、コロナ禍前の賃金水準を勝ちとるなど、貴重な到達点を築き上げてきたことがあります。あらためて、全国のなかまが官民一体となって奮闘したことに対し、深く敬意を表するものです。

しかしながら、今回の引き上げ額は、急激な物価上昇に追い付かないものであるほか、一時金に関しても、引き上げ額がすべて勤勉手当に配分されており、生活改善には遠く及ばないものとなっています。また、6月期一時金では、昨年的人事院勧告に盛り込まれた引き下げにくわえて、2021年12月に支給された一時金の減額調整(0.15月分)が行われており、今回、一時金の引き上げが実施されたとしても、前年同期と比較して約11.5%減少した支給額を回復させる水準には至りません。くわえて、月例給は、初任給と若年層の俸給月額を引き上げにとどまり、賃金抑制を強いられている高齢層職員や再任用職員の俸給表改定が見送られるなど、俸給表全体の改定に及んでいません。さらに、初任給と若年層の賃金改善がなされたとはいえ、中央最低賃金審議会が先般、今年の最賃改定を全国加重平均31円(3.3%)引き上げる目安を答申するなかで、国家公務員の高卒初任給が最低賃金を下回る地域がいつそう顕在化しており、私たちがこの間、人事院に対し、繰り返し主張してきた問題点がいまだに解消されていません。

いま、長引くコロナ禍のなかで、私たち国土交通行政を担う多くの職員は、コロナ対策はもちろん、相次ぐ自然災害や重大事故への対応をはじめとする国民の安全・安心の確保、そして、国民生活を支える各種業務など、限られた要員のもと、業務が複雑・困難化し、長時間過密労働が横行するなど、職場が疲弊するなかにおいても、懸命に業務を遂行しています。こうしたなかで、人事院も認識しているように、一人ひとりが意欲とやりがいを持って生き生きと働き続けられる職場環境を整えることが不可欠であり、そのためにも、公務職場の魅力を高める必要があります。しかし、今回の内容は、きびしい勤務条件のもとで、献身的に業務を執行している全国のなかまの労苦にこたえるものとは、到底いえるものではなく、人事院の対応は、私たち国家公務員の労働基本権制約の代償機関として、きわめて不十分であり、不満が残る勧告といわざるをえません。

また、職員の給与に関する報告では、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、65歳までの定年引き上げを見据えた60歳前の各職員層及び60歳を超える職員の給与水準(給与カーブ)のほか、職員の能力・実績や職責の給与への的確な反映などが盛り込まれています。これらの内容は、労働条件の重大な変更事項であり、労働組合との合意なしに一方向的に決定することは、断じて認められません。

このほか、公務員人事管理に関する報告では、人材の確保、人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等、勤務環境の整備について言及しています。なかでも、長時間労働の是正については、職場における切実かつ喫緊の課題となっており、人事院は、4月に勤務時間調査・指導室が新設されることで、役割を発揮することはもちろん、政府に対しては、現行の定員管理政策を抜本的に見直し、必要な要員を十分確保するよう、強く求めるものです。さらに、定員外職員(非常勤職員)制度については、改善措置が盛り込まれておらず、一日も早く安定雇用と均等・均衡待遇を実現するよう、求めます。

昨今、最低賃金を下回る初任給や一時金の減額調整、さらには、低く抑えられている高齢層や再任用職員、定員外職員の処遇など、労働基本権制約の代償機関である人事院の役割と存在意義がよりいっそう、問われています。くわえて、人事院が繰り返す「民間準拠」や給与を改善させるための「原資」など、根本的な問題が放置されており、経済界からも、現行の制度の見直しの必要性などに言及する声も出されています。こうした問題点が解消されなければ、労働者全体の賃金引き上げ、ひいては、経済回復への道は遠のくばかりです。

私たち国土交通労組は、引き続き、交通・運輸、建設産業の労働者、公務・公共サービスにかかわる労働者とともに、官民共同のたたかいを広げ、大きな国民世論を築くことで公務労働者の労働条件改善はもとより、すべての労働者の賃金・労働条件改善をはじめとする諸要求の実現をめざします。

そのためにも、全国のなかまをはじめ、すべての労働者のみなさんに私たちの運動への結集を呼びかけます。

以上